

○津山工業高等専門学校総合情報センター規程

〔平成 18 年 2 月 28 日
規程第 13 号〕

改正 平成 20 年 4 月 1 日規程第 13 号 平成 21 年 3 月 18 日規程第 7 号
平成 23 年 2 月 25 日規程第 4 号 平成 28 年 2 月 17 日規程第 16 号
平成 29 年 3 月 21 日規程第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成 16 年規程第 6 号）
第 10 条第 2 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター（以下
「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報処理設
備及び情報ネットワークを一元的かつ効率的に運用し、本校における情報処理教
育、マルチメディア教育、先端科学技術研究、学術情報サービス、高速度情報通
信及び事務処理に必要な高度情報処理機能を提供し、もって教育研究の進展に資
することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- (2) 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- (3) 教育用マルチメディアネットワークの運用と管理に関すること。
- (4) 教育研究における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (5) 事務処理における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (6) 情報ネットワークを介した情報検索及び情報公開の支援に関すること。
- (7) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

第 4 条 センターに、部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 5 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長

- (2) 副センター長 3 人
- (3) センター専門教員
- (4) センター員
(委員会)

第 6 条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校総合情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。
(センター員)

第 7 条 センター員は、次の各号に掲げる者をもって充て、校長が任命する。

- (1) 各系から推薦された教員各 1 人
- (2) 技術部から推薦された技術職員 1 人
- (3) 事務部各課から推薦された職員各 1 人
- (4) その他校長が必要と認めた者

- 2 センター員は、センターの業務を処理する。

- 3 センター員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(システム管理者)

第 8 条 センターに、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、第 5 条に掲げる職員のうちから、校長が任命する。

- 3 システム管理者は、センターのシステムの管理及び運用を行う。

- 4 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するシステム管理者の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前項以外のシステム管理者の任期は、2 年を限度とし、その都度校長が定める。

(事務)

第 9 条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規程第 13 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日規程第 7 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 28 年 2 月 17 日規程第 16 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規程第 23 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。